

MATSURI 参加規約（参考訳）

この参加規約（以下「本規約」という。）は、CHITOSE BIO EVOLUTION PTE. LTD.（以下「当社」という。）が企画運営する、バイオエコノミーの推進を目的とした、産業構造の在り方検討、実行戦略策定、共同研究、情報発信等の一連の活動であるMATSURI（以下「本イニシアチブ」という。）に参加するパートナーに適用される条件を定めるものである。

第1条（定義）

本規約で使用される以下の用語の定義は、各々以下に定める通りとする。

- (1) 「パートナー」とは、第2条第1項の手続きを経て本イニシアチブに参加する法人又は団体それぞれをいう。パートナーは、提供される参加特典及び参加資格の違いにより、「MATSURIプラチナパートナー」、「MATSURIゴールドパートナー」、「MATSURIシルバーパートナー」、「公的機関パートナー」の4つのパートナー区分のいずれかに分類される。
- (2) 「年会費」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（活動年度）、本イニシアチブに各パートナーとして参加するための別紙1記載の費用をいう。
- (3) 「本特典」とは、パートナーに付与される別紙2記載の特典の一切をいう。
- (4) 「指定会社」とは、パートナーが最大1社指定し、当社がその旨を認定した自己の関係会社をいう。パートナーは指定会社に自己が本規約において負う義務を課し、かつ、その一切の責任を負担する。
- (5) 「関係会社」とは、自己が支配する会社又は自己を支配する会社をいう。なお「支配」とは、ある会社の議決権の過半数を直接又は間接に保有する若しくは当該会社の経営権を実質的に決定する能力を保有することをいう。
- (6) 「MATSURIイベント」とは、「MATSURI全体会」、「MATSURI情報共有会」、「MATSURIミッションプロジェクト」及びその他本イニシアチブに関連する集会、講演会、研修、説明会、懇親会等のイベントをいう。
- (7) 「MATSURI全体会」とは、活動年度毎に開催される本イニシアチブの活動全般に関する情報共有の場をいう。
- (8) 「MATSURI情報共有会」とは、本イニシアチブの特定のテーマについての情報共有の場をいう。
- (9) 「MATSURIミッションプロジェクト」とは、本イニシアチブの一環として又は派生して行われる、特定のテーマに焦点をあてた意見交換の場及びそれに関連した企画をいう。
- (10) 「他のパートナー」とは、あるパートナーから見て、本イニシアチブに参加する当該パートナー以外の全てのパートナーをいう。
- (11) 「本イニシアチブ参加者」とは、本イニシアチブに参加するパートナー以外の者をいう（例として、SANDOパートナー、本イニシアチブに関連するイベント等に登壇するゲストスピーカーなどが含まれるが、これらに限定されない）。
- (12) 「MATSURIウェブサイト」とは、当社が運営する本イニシアチブに関するウェブサイトをいう。
- (13) 「ロゴ等」とは、商号、名称、ロゴ、マーク、又はその他の識別子をいう。

- (14) 「コンテンツ」とは、MATSURIウェブサイトに掲載される画像、文章、音声、映像、プログラムその他の情報をいう。
- (15) 「MATSURI資料」とは、当社がMATSURIイベントで提供した情報を編集、集約、抜粋等をした電子ファイル形式の資料をいう。
- (16) 「MATSURI報告書」とは、当社が作成する活動年度における本イニシアチブの活動内容をまとめた電子ファイル形式の報告書をいう。
- (17) 「MATSURI資料等」とはMATSURI資料及びMATSURI報告書をいう。
- (18) 「パートナー限定ページ」とは、当社がMATSURIウェブサイト内に設ける、全てのパートナー及びその指定会社のみがアクセスできるページをいう。
- (19) 「本アクセス情報」とは、当社が別途パートナーの担当役職員に通知するパートナー限定ページにアクセスするためのID及びパスワードをいう。
- (20) 「情報アクセス許容者」とは、当社については当社および当社の関係会社の取締役および従業員を、パートナーについてはそのパートナーおよびその指定会社の取締役および従業員を指し、いずれも本イニシアチブの目的を達成するために知る必要のある者に限られる。

第2条（参加）

1. 本イニシアチブに参加することを希望する者（以下「申込者」という。）は、当社所定の様式による参加申込書に必要事項を正確に記載し、契約締結権限のある者が記名押印又は電子署名を行うことにより、当社に参加申込を行う。当社は当社の定める基準において申込者による参加申込の審査を行い、その諾否を申込者に伝達する。当社は合理的な理由がある場合、申込者に対し参加申込書の変更又は再提出を求めることができ、申込者はそれに従う。当社が申込者をパートナーとして登録した日をもって、申込者は参加申込書記載のパートナー区分のパートナーとしての地位を得る。
なお、当該登録日は、当社から別の指定がない限り、参加申込書記載の参加期間の開始日とする。
2. 本イニシアチブは毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を活動年度とし、パートナーの参加期間は、当社から別の指定がない限り、登録日から活動年度の末日までとする。
3. 当社は、第1条第1号に定めるパートナー区分の他に、本イニシアチブに参加するが本特典を受けない「SANDOパートナー」を設ける。「SANDOパートナー」は、本規約及び本特典の対象外とし、別途当社との契約を締結することで、本イニシアチブに参加することができる。

第3条（本特典）

1. パートナーは、本イニシアチブの参加期間中、パートナー区分に応じて本特典を受けることができる。
2. 当社は、本イニシアチブの趣旨に基づき、パートナーに対して、本特典以外に、追加の参加特典として本イニシアチブに関連したイベントへの招待や情報の提供を行うことがある。当社は、追加の参加特典の対象となるパートナー区分及び条件を、当社所定の方法でパートナーに通知する。
3. 当社は、当社の責任において、本特典の提供に係る業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

第4条（指定会社）

1. パートナーが、自己が受ける本特典の範囲で自己の関係会社を本イニシアチブに参加させることを希望する場合は、当社所定の様式による申込みを行う。当社は当社の定める基準において当該申込みの審査を行い、その諾否をパートナーに対し通知する。当社が当該申込みの承諾の旨及び指定会社の登録日の通知を当該パートナーに発信することにより、当該登録日をもって、当該関係会社は指定会社となる。
2. パートナーは、前項の指定会社の参加申込みをいつでも行うことができる。ただし、指定会社の変更については、原則として第7条第2項の更新時にのみ、本条第1項の手続きに従って申込みを行うことができる。
3. パートナーはいつでも前二項により登録された指定会社を、当社所定の届出をもって取り下げることができる。この場合、当該活動年度中は、再度指定会社を登録申込みすることはできないものとする。

第5条（特別記載事項等）

当社とパートナーは、参加申込書の特別記載事項として、本規約の内容と異なる合意をすることができる。参加申込書の特別記載事項は、本規約に優先する。ただし、本条、第13条、第14条、第17条及び第18条は、本規約の内容と同等の範囲を超えての合意はできない。

第6条（年会費）

1. パートナーは、本イニシアチブへの参加条件として活動年度単位で年会費の支払いを要する。パートナーが、活動年度途中で本イニシアチブに参加した場合、参加期間に応じて、年会費を月割りで計算する。
2. 年会費には、MATSURIイベントに参加するためのパートナー及び指定会社の交通費・宿泊費及びMATSURI ミッションプロジェクトの参加費用は含まれず、パートナー及び指定会社が自ら負担する。また、当社がパートナーの求めに応じて本規約の定めのない業務又は事務手続き等を行った場合、当社とパートナーの合意を条件に、当社は年会費に加えて別途費用を請求できる。
3. 年会費の支払方法及び支払期日は、当社が承諾した参加申込書に記載の通りとする。年会費の支払いにかかる手数料は、パートナー負担とする。

第7条（途中参加・更新）

1. パートナーが、活動年度途中で本イニシアチブに参加した場合、参加期間の開始日以降に提供される特典のみを受け取ることができる。
2. パートナーは、各活動年度末日の1か月前（2月末日）までに、翌年度の開始日における本規約に同意し、所定の年会費を当社発行の請求書に基づき当社に支払うことにより、当該パートナーとしての地位を1年単位で延長し、参加期間を1年間延長することができる。年会費の支払いにかかる手数料は、パートナー負担とする。

第8条（パートナー区分変更）

1. 上位区分へのパートナー区分変更を希望するパートナーは、当社所定の方法により区分変更の旨及び変更日を当社に通知して申請し、当社が当該申請を受理することにより、パートナーが申請した

変更日をもってパートナー区分が変更される。

2. パートナーは、当社発行の請求書に基づき、請求書記載の支払期日までに上位区分へのパートナー区分変更に伴う年会費の差額を月割りで計算した額を支払う。当該差額支払いにかかる手数料は、パートナー負担とする。本項に基づく支払期日までに、パートナーにより年会費差額の支払いがなされない場合、当該パートナーの区分変更は失効し、当然に変更前のパートナー区分となる。
3. 下位区分へのパートナー区分変更は、原則として第7条第2項の更新時にのみ行うことができる。その場合、パートナーはパートナー区分の変更を希望することを、活動年度末日の2か月以上前に当社に通知する。
4. 本条において「上位区分」又は「下位区分」へのパートナー区分変更は、以下を指す。
 - (1) 「上位区分」へのパートナー区分変更は、MATSURIシルバーパートナーからMATSURIゴールドパートナーへ、又はMATSURIシルバーパートナー若しくはMATSURIゴールドパートナーからMATSURIプラチナパートナーへ変更すること
 - (2) 「下位区分」へのパートナー区分変更は、MATSURIプラチナパートナーからMATSURIゴールドパートナーへ、又はMATSURIプラチナパートナー若しくはMATSURIゴールドパートナーからMATSURIシルバーパートナーへ変更すること

第9条（脱退）

1. パートナーは、1か月前までに当社に対して脱退を申し出ることにより、いつでも本イニシアチブを脱退することができる。
2. パートナーは、当社が以下のいずれか一つの事由に該当した場合、何らの通告、催告を要せず、直ちに本イニシアチブを脱退することができる。
 - (1) 手形又は小切手が不渡となり、手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は支払停止の状態に陥ったとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分の実行があったとき又は公売処分、租税滞納処分、若しくはその他の公権力の処分を受けたとき
 - (3) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき、又は清算手続に入ったとき
 - (4) 合併によらずに解散し若しくは営業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - (5) 第17条第1項及び第2項に定める確約事項に反したとき
 - (6) 本規約に違反し、相当な期間を定めて改善を催告したにもかかわらず当該期間内に是正されないとき
3. 当社は、パートナーがア) 故意又は重大な過失により当社、他のパートナーあるいは本イニシアチブ参加者に重大な損害を与えたとき、又は与えることが合理的に予見された場合、及びイ) 前項各号記載のいずれか一つの事由に該当した場合、何らの通告、催告を要せず、直ちにパートナーを本イニシアチブから脱退させることができる。
4. 本条第1項乃至第3項に基づく本イニシアチブの脱退は、将来に向ってのみその効力を生じる。
5. 本条第2項に基づく本イニシアチブの脱退の場合に限り、当社は当社がすでに受領した年会費を月割り計算により精算し、返金する。当社は本項に定める場合を除き、当社がすでに受領した年会費の返金義務を負わない。また、本条第2項及び第3項に基づく本イニシアチブの脱退は、脱退の原因

となった当事者に対する損害賠償請求権の行使を妨げない。

6. 第15条第1項にかかわらず、パートナーは本イニシアチブを脱退することによりその時点で本規約にかかる契約は終了し、脱退後の特典は提供されず、また当然にMATSURIミッションプロジェクトも脱退する。

第10条（パートナー限定ページ）

1. パートナーは、本アクセス情報を用いてパートナー限定ページにアクセスし、コンテンツを閲覧することができる。
2. パートナーは本アクセス情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、自己の情報アクセス許容者にのみ本アクセス情報を開示し、パートナー限定ページへアクセスさせる。またパートナーは、自己の情報アクセス許容者以外の者が本アクセス情報を入手しないよう適切な手段を講じる。
3. パートナーは本アクセス情報の不正利用又は漏洩のおそれがある場合は、速やかに当社に通知し、当社の指示に従う。
4. コンテンツの著作権は原則として当社又は当社の指定する第三者に帰属する。パートナーは、当社の事前の書面による許可なく、コンテンツ（MATSURI資料等を除く。）をダウンロード、複製、転載、翻案、頒布、公開、送信等の行為を行うことはできない。

第11条（本イニシアチブへの参加事実の公表等）

パートナーは、本イニシアチブの認知度向上を目的として、当社が以下を実施することをあらかじめ承諾する。

- (1) パートナー及び指定会社が本イニシアチブに参加した事実、パートナー及び指定会社の商号又は名称、住所、パートナー区分、イニシアチブ参加日の公表
 - (2) MATSURIウェブサイト及び本イニシアチブに関連して当社が送付するメール又は公開するウェブサイト、SNS及び資料等への、パートナー及び指定会社のロゴ等の掲載
- ただし当社はロゴ等の掲載にあたり、パートナー及び指定会社の提示するガイドライン等及び使用許諾手続きに従うことを条件とする。

第12条（著作権等）

1. MATSURI資料等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）については、MATSURI資料等の作成者である当社に帰属する。
2. 前項にかかわらず、MATSURI資料等にパートナー又は第三者が著作権を保有する著作物が含まれている場合、当該著作権は当社には帰属せず、パートナー又は第三者に留保されるものとする。
3. パートナーは、MATSURI資料等を自己及び指定会社の社内資料としてのみ、使用、複製、翻案及び改変することができる。本項に基づき生じた著作物については、第14条第1項に定める通知は不要とする。
4. 当社は、パートナーに対して、前項に基づき改変されたMATSURI資料等に係る著作者人格権を行使しないものとする。またMATSURI資料等にパートナーの著作物が含まれている場合、パートナーは、当社、他のパートナー及び本イニシアチブ参加者に対して、前項に基づき改変されたMATSURI資料等に係る著作者人格権を行使しないものとする。

第13条（秘密保持）

1. パートナー及び当社は、以下の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理・保管し、当該情報を開示した者（以下「開示者」という。）の事前の書面承諾なく第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。
 - (1) MATSURI資料等そのもの及びその内容
 - (2) 本イニシアチブに関して、当社、パートナー又は本イニシアチブ参加者から提供又は開示された、個人情報又は製品、技術、製造工程、図面、コスト、事業及び施設等に関する技術上、営業上その他の一切の情報であって、開示者が秘密情報である旨を明示して書面にて開示若しくは提供したもの及び開示者より口頭で開示されたもののうち、口頭による開示後30日以内に開示内容を書面化し秘密情報である旨を被開示者に対して通知したもの
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとする。
 - (1) 開示者より開示又は提供を受けた時点で、既に公知又は公用であった情報
 - (2) 開示者より開示又は提供を受けた後、自己の責に拠らないで公知又は公用となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4) 開示者より開示又は提供を受けた時点で自己が既に保有していた情報
 - (5) 開示者より開示を受けた情報と関係なく独自に開発して得た情報
3. パートナー及び当社は、秘密情報を自己の情報アクセス許容者に対してのみ開示し、又は利用させることができるものとし、それ以外の者については本規約においては「第三者」とみなす。この場合において、パートナー及び当社は、あらかじめ自己の情報アクセス許容者に対し、本規約の趣旨に則り、秘密保持義務を課し、これを遵守させる。
4. パートナー及び当社は、本条第1項にかかわらず、開示者の事前の書面による承諾なくして、本イニシアチブの実施のために秘密情報を知る必要がある弁護士、会計士、税理士その他法令上の守秘義務を負うアドバイザーに対して、秘密情報の内容を開示することができるものとする。
5. パートナー及び当社は、本条第1項にかかわらず、法令又は上場している金融商品取引所の規則に基づき司法機関、行政機関又は上場している金融商品取引所に対して秘密情報を開示することができる。
6. パートナー及び当社は、秘密情報及びその複製物の取り扱いにあたり、それぞれに適用される法令を遵守するものとする。
7. パートナーは、本イニシアチブ参加者が参加する打合せの場（MATSURI全体会及びMATSURI情報共有会を除く）で自己の保有する情報を開示するにあたり、当該打合せの場に参加する他のイニシアチブ参加者全員に秘密保持の誓約書の提出を求めることができるものとし、当社はこれに協力する。

第14条（成果の取り扱い）

1. パートナーは、本イニシアチブにおける活動において、秘密情報に基づく、データ、技術的結果、発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの並びに営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報（ノウハウを含む。以下「本成果」という。）が生じたときは、本成果の内容を直ちに当社を通じて開示者に通知し、本成果の帰属について当社の同

席のもとで開示者と協議するものとし、開示者の書面による承諾を得ずに、本成果に基づく知的財産権の出願手続きを行わないものとする。

2. 当社は、本成果が生じたときは、直ちに開示者に通知し、本成果の帰属について開示者と協議するものとし、開示者の書面による承諾を得ずに、本成果に基づく知的財産権の出願手続きを行わないものとする。

第15条（有効期間）

1. 本規約にかかる契約の有効期間はパートナーの参加期間と同一とする。
2. 前項にかかわらず第13条はパートナーの参加期間終了後さらに5年間、また第12条、第14条、本条、第18条乃至第21条はかかる対象事項が消滅するまで有効に存続する。

第16条（本規約内容の変更）

1. 当社は、活動年度ごとに本規約を変更することができる。この場合、翌活動年度の2か月前（1月末日）までにパートナー限定ページ上に表示し又は当社の定める方法で全てのパートナーに事前通知する。
2. 当社は、活動年度内に本規約の軽微な変更を行うことができる。この場合、パートナーへの事前通知を要さず、変更後遅滞なく、変更後の本規約をパートナー限定ページに表示し且つ本規約を変更した旨を当社の定める方法で全てのパートナーに通知する。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. パートナー及び当社は、自己又は自己の役員若しくは経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 前各号の他、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. パートナー及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. パートナー及び当社は、相手方が前二項のいずれか一にでも違反すると疑われる合理的な事情がある場合は、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力する。また、パートナー及び当社は、自己が前二項のいずれか一にでも違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合は、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする。

第18条（損害賠償）

1. パートナー及び当社は、自らの責に帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合には、当該損害を賠償しなければならない。
2. 他のパートナー又は本イニシアチブ参加者の故意又は重大な過失によりパートナーに損害が生じた場合、当社はかかる損害を与えた他のパートナー又は本イニシアチブ参加者に対して、パートナーが補償を求めるにあたり必要な協力をする。

第19条（譲渡の禁止）

パートナー及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は本規約に基づく権利を第三者に移転（担保に供することを含む。）してはならない。

第20条（協議）

本規約に定めなき事項について定める必要のあるときは、パートナー及び当社は、信義誠実の原則に基づき、協議のうえ決定する。

第21条（準拠法・裁判管轄）

本規約の準拠法は日本法とする。本規約の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2023年4月1日制定

2023年7月1日改定

2025年4月1日改定

2025年11月1日改定

2026年4月1日改定

本文は参考和訳であり、英文規約と本文が異なる場合、英文規約の内容が優先されます。

(別紙1) 年会費

パートナー区分	MATSURI プラチナパートナー	MATSURI ゴールドパートナー	MATSURI シルバーパートナー	公的機関 パートナー
年会費（消費税別途）	900万円以上 （別途参加申込書ま たは請求書で合意）	450万円	90万円	0円

(2026年4月1日時点)

(別紙2) 本特典※1

パートナー区分	MATSURI プラチナパートナー	MATSURI ゴールドパートナー	MATSURI シルバーパートナー	公的機関 パートナー
バイオエコノミーに関する情報や課題の受け取り (MATSURI情報共有会への参加)	○ 指定会社も参加可	○ 指定会社も参加可	○ パートナーに代えて 指定会社参加可	○
MATSURI全体会への参加 (年1回開催)	○ 指定会社も参加可	○ 指定会社も参加可	○ パートナーに代えて 指定会社参加可	○
MATSURI全体会及び懇親会の実会場参加可能人数の上 限※2 ➤ 会場の定員の関係上、先着順での受付となります。 ➤ 指定会社も含めた人数です。	10名	5名	3名	3名
MATSURI全体会及び懇親会、MATSURI情報共有会、 その他新規イベントの申込優先案内	○ (最優先)	○		
MATSURI報告書の提供	○	○	○	○
MATSURI報告書の英語版 (参考訳) の提供	○	○		
MATSURIミッションプロジェクト (有償) への参加	○	○	○	○
MATSURIミッションプロジェクト (無償) への参加	○ 指定会社も参加可	○ 指定会社も参加可	○ パートナーに代えて 指定会社参加可	○
MATSURIミッションプロジェクトの参加可能数の上限	無制限	5つ	3つ	3つ

パートナー区分	MATSURI プラチナパートナー	MATSURI ゴールドパートナー	MATSURI シルバーパートナー	公的機関 パートナー
MATSURIウェブサイトや展示会への会社ロゴの掲載	○（最優先） 指定会社はシルバーパートナーと同列で掲載	○（優先） 指定会社はシルバーパートナーと同列で掲載	○	○
プレミアムアーカイブへのアクセス ➤ 過去のMATSURI情報共有会及びMATSURI全体会やMATSURI以外で行ったウェビナー等の録画アーカイブです。 ➤ 2026年度以降のMATSURI情報共有会及びMATSURI全体会は希望者に対して英語資料（スライド）を配布します。	○ 指定会社もアクセス可	○ 指定会社もアクセス可		
特別講演会の開催※2 ➤ パートナーの要望に応じた講演会を個別に開催します。 ➤ 年1回まで、日時、場所はウェブ又は対面会場で要相談となります。	○	○		
MATSURIサロンへの参加※2 ➤ ちとせグループ代表の藤田やちとせの各分野の技術リーダーに加え、独自の視点で選定されたゲストと直接対話ができる機会です。 ➤ 年に1回以上開催。参加可能日へのご参加となります。	○			

パートナー区分	MATSURI プラチナパートナー	MATSURI ゴールドパートナー	MATSURI シルバーパートナー	公的機関 パートナー
次世代リーダー選出プログラムの実施※2 ▶ ちとせグループ代表の藤田が、独自の視点での面接を通じて、パートナーの未来を担うリーダー候補の選出を支援します。 ▶ 年1回まで、日時、場所はウェブ又は対面会場で要相談となります。	○			
MATSURI推進チームからのメールマガジンの受け取り ▶ 新規参加パートナーのご紹介や、メディア掲載、イベント情報などをお届けします。	○	○	○	○
MATSURI推進チームからのメールマガジン英語版（参考訳）の受け取り	○	○		

（2026年4月1日時点）

※1 特段の指定がない限り、日本語で提供されます。

※2 担当者の諸事情により、予定を変更させていただく可能性がございます。